

## ☆医療的ケア日常的に必要な子ども支援で報酬加算へ

NHKニュース 9月22日

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20170922/k10011151461000.html>

> たんの吸引などの医療的なケアが日常的に必要な子どもが増えていることから、厚生労働省は、来年春に実施する障害福祉サービスの報酬改定で、こうした子どもの受け入れ体制を整えた福祉施設への報酬を加算し、支援を広げていく方針を固めました。

厚生労働省によりますと、日常的にたんの吸引などの医療的なケアが必要な19歳以下の子どもは、平成27年度の推計で1万7000人に上り、10年前と比べておよそ2倍に増えています。

背景には、医療技術の進歩で、命を救える子どもが増えていることなどがあるとされています。しかし、障害のある子どもを支援する福祉施設の多くは、たんの吸引器具などを扱える看護職員がいないことなどから医療的なケアが必要な子どもを受け入れられずにいます。

厚生労働省はこうした子どもたちの支援体制を拡大しようと、来年4月に実施する障害福祉サービスの報酬改定で福祉施設が受け入れ体制を整えた場合、報酬を加算する方針を固めました。

加算の対象となるのは、たんの吸引器具などを扱える看護職員を配置したり、送迎体制を整えたりして、医療的なケアが必要な子どもを受け入れた施設です。厚生労働省は今後、専門家などの会議で、配置する看護職員の数などの加算の具体的な条件や、加算する報酬の金額を決めることにしています。

…などと伝えています。

## ☆医療的ケア児の受け入れ報酬増 政府方針

朝日新聞デジタル 2017年9月23日

<http://digital.asahi.com/articles/DA3S13146994.html>

> 日常的に管を通じて胃や腸に栄養を入れたり、たんの吸引したりといった医療的なケアが必要な「医療的ケア児」が増えていることを受け、政府は2018年度から、放課後等デイサービスなどの施設がケア児を受け入れた際に支払われる報酬を増やす方針を固めた。ケア児を受け入れる施設は足りておらず、受け入れを促す。

厚生労働省の有識者会議が22日、医療的ケア児を受け入れる施設が看護師を配置した場合、報酬を加算するほか、ケア児の数に応じて加算を上乗せする方針を決めた。医療機関と連携し、看護師が施設を訪問して障害児の看護に当たった場合の加算も上乗せを検討する。具体的な金額は18年度予算案に盛り込む。

厚労省研究班の調査では、19歳以下の医療的ケア児は15年現在で約1万7千人おり、この10年間で2倍近くに増えた。その一方で、「放課後等デイサービス」など障害児が通う施設のうち、医療的ケアを実施しているのは2割前後。このため、長時間ケアをする家族は負担が大きく、仕事を離れるケースも出ている。

現在、重度の身体障害と知的障害がある重症心身障害児を主に受け入れる施設には看護師も配置され、報酬も加算されている。だが、それ以外の施設は「看護師を配置する必要がある、赤字になる」（施設の運営者）のが実態だ。こうした状況を受け、超党派の勉強会「永田町子ども未来会議」が今月、政府に医療的ケア児を対象に報酬加算を新設するよう求める提言をまとめた。

…などと伝えています。

## ☆医療的ケア児 手薄な支援体制を改善したい

読売新聞 社説 2017年09月25日

<http://www.yomiuri.co.jp/editorial/20170924-0YT1T50102.html>

> 新生児医療の発達に伴い、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを日常的に必要とする子供が増えている。手薄だった支援の拡充が急務だ。

厚生労働省によると、「医療的ケア児」は約1万7000人と推計される。10年前の約1・8倍に上る。重篤な病気を持って生まれても救命できる医療技術が広まってきたからだ。

問題なのは、新生児集中治療室などから退院した後のサポート体制が整備されていないことだ。

医療的ケア児には、重い身体障害と知的障害を併せ持つ重症心身障害児が多く、その受け入れ施設は大幅に不足している。

加えて、近年は運動機能や知能の発達に遅れがない医療的ケア児が「見過ごされた障害児」として注目されている。重症児とみなされず、施設利用が制限される場合がある。重症児以外が通う施設も、ほとんど受け入れていない。

医療の進歩に制度が追いついていないのは明らかだ。

保育所や学校現場での支援も乏しい。たんの吸引などのケアは、看護師や所定の研修を受けた教員らも担えるが、自治体によって対応はまちまちだ。

医療的ケア児を受け入れている保育所は全国で260か所、公立の小中学校では700校程度にとどまる。その多くが、保護者の付き添いや待機を求めている。

看護師が常駐する特別支援学校でも、送迎を求められるなど、保護者の負担は重い。

文部科学省や厚労省は、学校や保育所への看護師の配置・派遣を増やす取り組みを始めている。人員や予算の確保に制約がある中、拠点校などを定めて集中的に整備するといった工夫をしたい。

2016年に成立した改正児童福祉法に、医療的ケア児の規定が初めて盛り込まれ、その支援が自治体の努力義務とされた。積極的な取り組みが求められる。

医療的ケア児の状態は様々だ。自治体は、医療、福祉、教育など関係機関の連携を強化し、総合的な支援体制の構築を図る必要がある。それぞれの子供に合わせて、各分野のサービスをコーディネートする人材の育成も課題だ。

家族には、訪問看護が受けられる場所を、学校など自宅以外に広げてほしいとの要望が強い。子供や家族のニーズに応じたきめ細かな対策を進めることが大切だ。

通所施設での受け入れを促すためには、事業者を支払う報酬に、医療的ケア加算を設けることも検討すべきだろう。

…などと伝えています。

**△厚労省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（平成30年度報酬改定）**

**障害保健福祉部障害福祉課**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

>> ・議事録や資料・開催案内など掲載されています。

**\*第10回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」 資料 ← 9 / 22 開催**

**障害保健福祉部障害福祉課**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000178214.html>

> (資料1) 居宅訪問型児童発達支援に係る報酬・基準について (PDF: 413KB)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178207.pdf>

(資料2) 医療的ケアが必要な障害児の支援に係る報酬・基準について (PDF: 920KB)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178395.pdf>

(資料3) 障害児通所支援に係る報酬・基準について (PDF: 1,122KB)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178209.pdf>

(資料4) 障害児入所施設に係る報酬・基準について (PDF: 491KB)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178210.pdf>

(資料5) 障害児支援（通所・入所共通）に係る報酬・基準について (PDF: 138KB)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178211.pdf>

**△<<永田町子ども未来会議 提言2017>> 平成29年9月19日版**

<https://drive.google.com/file/d/0B1gQ9DLHenMYbFNSdnFGSDVoZm8/view>

> 超党派議員、厚労省、文科省の横断プロジェクトチームである「永田町子ども未来会議」（荒井 聡、野田 聖子、細野 豪志、木村 やよい、山本 博司）から、来年の報酬改定に合わせて、提言書がまとめられ、本日9月19日に自らも未来会議メンバーである 高木美智代厚労副大臣、宮川 典子文科政務官に手渡されました。

…などと伝えています。

すべての障害児者やそのご家族のライフステージに基づいて笑顔と暮らしが輝くように医療・福祉・教育・行政などの制度や施策を充実・拡大していきましょうよね。  
みんなで！、願いと想いを込めて……………（医ケアネット：事務局N）